

春日市都市計画マスタープラン パブリックコメントの意見について

1. パブリックコメント開催概要

対 象 者	春日市に居住、または通勤・通学する人
期 間	令和3年7月1日(木)～7月31日(土)
公表場所	情報公開コーナー(市役所1階)、都市計画課(市役所3階)、春日市ウェブサイト
提出方法	郵便、FAX、Eメールのいずれかで送るか、直接窓口に提出する
公表資料	第2次春日市都市計画マスタープラン(案)
意 見	1件

2. 意見

ページ	意 見	対 応(案)
p.5	①理念の「住みよい」はp.77 の「市民がまんなか」の方が心に響きますが、再検討は可能でしょうか。(案： ～市民がまんなかの都市づくり～)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅都市という本市の都市構造上の特徴を前提に、本市の都市計画に関するまちづくりの理念を端的に表現する言葉として「住みよい」という言葉を採用しています。 ➤ 本計画で市民活動交流拠点と位置づける文化・スポーツセンター周辺は、平成2年12月策定の第3次総合計画において、本市のシビックコアとして位置づけ、地区計画の指定により、施設を立地した経緯があります。また、p77 の「市民がまんなか」という言葉は、平成13年3月策定の春日市都市計画マスタープランにおいて、「都市づくりの行動指針」として掲げたものです。 このような背景を考慮し、p77 では、中央居住ゾーンの特徴である市民活動交流拠点と重点プロジェクトを表象する言葉として「市民がまんなか」の言葉を採用しています。

p.6,11	<p>②「春日らしさ」のまちづくりについて</p> <p>私にとっての「春日らしさ」は、「緑が豊か、空が広く見える、住環境が良い、程よい都会」です。交通の利便性が高いうえに、一戸建てを若い世代が比較的購入しやすいのが春日市の魅力です。</p> <p>容積率の緩和、高さ制限の見直し、建築物の高層化によって「春日らしさ」が消えてしまうのを懸念しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2次春日市都市計画マスタープランの上位計画である「第6次春日市総合計画」に、都市空間の形成に係る施策として、「容積率、高度地区等の都市計画の規制緩和について検討していきます」との方針を示しています。この上位計画の方針に沿って、都市計画マスタープランにおいても「容積率の緩和、高さ制限の見直し等の検討」の方向性を示しています。(第6次春日市総合計画 p78,p79 参照) ➤ 「容積率の緩和、高さ制限の見直し等」については、全ての地域を対象とするのではなく、交通利便性の高い鉄道駅周辺の「都市型住宅地」や「中高層住宅地」に限定しての検討を予定しています。(p.12/(2)中高層住宅地、p.13/(3)都市型住宅地 参照) ➤ 検討にあたっては、懸念されるような「春日らしさ」が消えてしまわないように「住民等の意向・合意に基づき」ながら検討します。
p.18	<p>③都市施設の整備について</p> <p>広い歩道の整備、街路樹、駐車場整備を幹線道路の整備計画と合わせて検討をお願いします。</p> <p>高層化で人口密度が上昇すると、更に交通渋滞を引き起こす可能性が高いからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幹線道路の整備に合わせて、広い歩道や街路樹の整備を検討します。 ➤ 渋滞対策は本市の重要課題であることから、重点プロジェクトの一つに「渋滞対策プロジェクト」(p.69)を位置付けています。その中では、「幹線道路の整備」はもちろんのこと、それに加えて「公共交通利用促進」、「自転車利用促進」による総合的な取組みにより渋滞緩和を図ることとしています。
p.72	<p>④高層化する場合は、可能であれば現況の建ぺい率を維持し、敷地内に空地を設け、緑化義務も検討して、低層住宅地と同様にゆとりある環境を整えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高さ規制の見直しの際には、「周辺環境との調和や市民意向を考慮」することを前提としています(p.72)。都市計画マスタープランでは、方向性を示すのみとなりますので、具体の検討の際に十分に配慮して取り組みます。
p.13, 28, 56	<p>⑤商業系のまちづくり方針において、看板規制だけではない景観に配慮した指針の作成の検討をお願いします。幹線道路沿いの無秩序感が美しくないと感じているからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観形成の指針として、「景観計画」を策定予定です(p.27)。その中で、看板規制だけではない景観整備の方針を検討していきます。

p.72	⑥空家対策について リモートワークの中小企業の拠点に賃貸する、学生のシェアハウスに賃貸するなど、具体案の検討をお願いします。	➤ 空家対策については、「空家等対策計画」に基づく取組を進めることとなりますが、「高齢者や子育て世代等の定住に対応した住宅供給を促進」(p.50)する等の方向性を示しています。具体案については、今後、空家に関する具体の検討の際に取り組みます。
------	---	---

以上